

平成23年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成23年6月27日（月）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】ただいまより、平成23年度第2回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の配布資料について、事務局の方から確認をしていただきます。

【区政情報課長】事務局の区政情報課長です。

本日事前にお送りしました資料は、本日の次第と、資料12の「障害者生活実態調査業務について」から、資料17の「新宿区立児童館の指定管理者制度の導入について」までとなっております。

机上配布の資料といたしまして、資料11の「個人情報を取り扱う事務に係る派遣労働者の受入状況」、厚いものの127ページの差しかえの資料が1枚。それから、平成23年4月6日付の生涯学習コミュニティ課の「新宿スポーツセンターにおける電子メールの誤配信について」というA4判の2枚の資料。それから、本のコピーなんですけれども、「現代日本の地方自治」というもののコピーでして、その中の指定管理者制度について書かれたA4判の横の裏表の資料。この3種類の資料を、本日机上で配布しております。

また、本日の次第の中で、資料15の「漱石山房の復元に関する基礎調査業務委託」につきまして、説明者の都合で順番を一番最初にさせていただいております。

それで、まず議事に入る前に、申しわけありませんが「新宿スポーツセンターにおける電子メールの誤配信について」、事務局からご報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【会 長】はい。では、お願ひいたします。

【区政情報課長】それでは、お手元の資料の「新宿スポーツセンターにおける電子メールの誤配信について」、ご説明いたします。

新宿スポーツセンターの指定管理者である住友不動産エスフォルタ株式会社、この業者が指定管理者なわけですけれども、この指定管理者による電子メールの誤配信というものがありませんので、ご報告をいたします。

「記」の下に「概要」というふうに書いてございます。4月9日開催予定のイベント申込者に対する当選通知を担当スタッフが配信する際、各コースごとに、そのコースに申し込まれた他の方のメールアドレスが表示する形で配信したというものでございます。通常ですとBCCという手法で、ブラインドカーボンコピーですか、そういう形でメールを送るわけですけれども、それをCC、カーボンコピーという形で送ってしまったというものです。

各コースごとの人数は、ズンバが12名、エアロビクスが11名、水泳クリニック 1 が25名、水泳クリニックが27名、ヨガが10名、グループキックが28名、じゃぶじゃぶが10名 2 コース、合計 8 コースの133名となっております。

なお、配信されたものはメールアドレスだけでして、以外の情報は一切添付されていないというものです。

2の事故原因ですけれども、電子メールの配信、送信に当たりまして、電子メールのあて先を設定する際、B C C、ブラインドカーボンコピー、他の同時送信者のアドレスを隠す設定欄に設定すべきところを、誤ってあて先欄に設定してしまったということによるものです。

なお、常設の講座・教室等の当落通知につきましては、抽選から通知発送までを自動で処理するシステムというものを採用しており、通常は標準でB C Cに設定されるものです。しかし、今回のイベントについては常設のものではないためシステムに組み込まれておらず、スタッフが手動で発送処理を行った際にミスが生じたものとなっております。

3、経過でございます。

4月3日日曜日の15時45分、指定管理者より当選メールを送信開始いたしました。イベントごとにグループを分けて配信。

翌日、4月4日月曜日の12時ごろ、送信時に上記のミスがあったことが発覚。送信作業中に、施設責任者がスタッフに対しB C C設定の確認を促した際にミスが発覚したため、送信を中断しております。指定管理者として、対応策を内部で協議。

翌日、4月5日、火曜日の18時6分、スポーツセンターの支配人斉藤氏より生涯学習コミュニティ課へ連絡があり、メール配信時に上記ミスがあった旨の電話報告がありました。

4月6日、水曜日、指定管理者から区に書面による事故報告。指定管理者からおわびメールを該当者の皆様に配信しております。

裏面をごらんください。問い合わせ、苦情等につきましては、電話で1件、メール3件の4件、そういった問い合わせをいただいております。

事故に対する対応としましては、誤配信メール受信者への対応として、メールによる事故の周知とおわびを別紙のとおりお送りしております。

また、指定管理者における再発防止策の検討として、今回の事故に関する社員全員の問題意識の共有化、注意の喚起、またメール送信時のチェック体制の見直しの検討、情報セキュリティ関連規程等の整備を行っております。

また、新宿区各課及び外郭団体・指定管理者への周知・注意喚起を行ったところです。

おつけしております別紙、これが各メールを配信された方にお送りしたおわびの通知となっております。

実は、この住友不動産エスフォルタ株式会社は、4月1日に指定管理者がちょうど変わったということで、新たな指定管理者になったということで、一番最初、まだそういったものが慣れていなくて習熟していなかったということで、今回みたいな事態がちょっと起こったのかなというふうに考えております。

また、お手元に指定管理者制度の概要についての資料、ほんのコピーなんですけれども、つけておりますので、指定管理者とは何かということで簡単に説明させてください。本のコピーなので168ページと書いてあるほうです。真ん中ぐらいに、指定管理者制度というものがございいます。

背景のところでは、公の施設の管理というのは行政が当然やっていたわけですが、そういったものについて、住民ニーズが多様化する中で、民間法人とかNPOについても公の施設の管理を行い得る能力が十分にあると。そういった形が認められてきたということで、2003年に地方自治法の一部改正によりまして、施設管理に運營業務も行える指定管理者制度が誕生したというものでございます。ですから、比較的新しい制度、まだ10年経っていないという制度でございます。

その特徴としては、そのページの下のほうになりますけれども、特徴として4点挙げられていますけれども、第1が、管理委託、今までの制度では委託先が限定されていたものが、指定管理者制度では、特段の制約がない場合には、民間企業やNPOはもとより、法人格のない任意の団体でも指定管理者となることが可能になった。

それから、第2点が、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に行わせることで、従来はできなかった行政処分である使用許可も可能となった。今までの管理委託制度では、使用許可というのはあくまで区が行っていた。新宿区で言えば区ですね。そういう自治体が行っていたわけですが、使用許可というものも指定管理者が行えるようになったというものです。

それから、第3点、これが一番指定管理者のメリットとされているものですが、指定管理者が管理する公の施設の利用に係る利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。そのことによって、民間事業者の自律的な経営努力を発揮しやすくしたということが第3点になっています。

それから、第4点が、公の施設の設置は自治体が行っているため、民間事業者にとって初期投資が少なく済み、地域内の多様な主体の参加が期待できるというものでございます。

対象となる施設は公の施設ということで、庁舎や学校以外の道路、水道、文化施設等々が対象になるという形のものになっています。

実態等は、この本自体もちょっと古いという形ですけれども、新宿区でも、後ほどご報告しますけれども、指定管理を行う業務というのは非常にふえているという実態があります。

それから、問題点ですけれども、この本では問題点として3つ挙げております。

第1にということで、民間活力の利用や地域自治の促進という点から、指定管理者となった団体に対して、指定期間や指定のための議決、業務報告といった条件を一律にあてがう合理性を再検討する必要があるだろうと。今回の電子メールの誤配信も、指定管理者が5年ということでちょうどかわった、そういった時期に起こった事故となっております。ですから、そういった指定期間等の指定が一つの課題としてあるだろうと。

それから、第2に、指定管理者制度を導入したからといって直ちにコスト削減につながると直線的にとらえることは避けるべきだろうと。それが官民の賃金格差を利用したコスト削減であるならば、結果として労働条件の悪化やサービスの質の低下を招くことになる可能性がある。

それから、第3に、指定管理者の事業報告書だけに頼らず、第三者評価の積極的な導入や、住民参加によるモニタリングや評価の仕組みというものを工夫する必要があるということが指摘されています。

このほか、透明かつ公正な視点を確保するために、適正な参加手続と十分な情報公開が必要であろうという形で、指定管理者制度についての問題点も指摘されています。

こういったものが指定管理者ということで、今回の審議会にかけるものにつきましても、資料17、児童館なんかにつきましても指定管理者制度の導入というのがございますので、こういったものをもとにして行われているということでご理解をいただければと思います。

私からは以上です。

【会長】ありがとうございました。

今の「新宿スポーツセンターにおける電子メールの誤配信について」について、ご質問かご意見がありましたらここでお聞きします。

なお、指定管理者の問題、一般論につきましては、資料17のところでのこの制度の導入の問題が出てきますので一般論はそちらでご意見をお聞きしたいと思います。したがって、この誤配信についてだけ、ご質問とご意見がありましたらどうぞ、挙手をお願いします。

どうぞ、田中委員。

【田中委員】これは、正直申し上げまして、指定管理者がかわったから起こり得る過ちではなくて、要するにCCで送ってしまって、BCC、ブラインドにしなかったということは結構あることなんですね。ですから、それは指定管理がかわったからということじゃなくて、要するにその指定管理者のいわば情報の保護に対するそもそものポリシーが、はっきり言って不足しているんだということを明確にしないと、かわったからやり方が云々かんぬんというような水準の問題じゃなくて、もう少し深刻にやっぱり指定管理者に、それはちゃんととらえてもらわないといけない問題だと思いますので、そのことだけちょっと意見として申し述べさせていただきたいと思います。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】申しわけありません。ちょっとかわったという事実があったもので。そのことを言ったんですけれども、委員ご指摘のとおり、指定管理者のそういった情報管理に関する問題意識、そういったものに問題点があったというふうには認識しております。

【会 長】これは私の意見ですけれども、ここで発生したということをほかの指定管理者に、もう既に知らせてあるかどうか知りませんが、どこまで書くかはともかくとしまして、よそのところでこういう問題が発生したので、ほかの指定管理者の方もぜひその点を十分気をつけてほしいという、伝達なのか注意なのか知りませんが、ぜひやっていただければ、今のような問題がよそでも防止できるんじゃないかと思っておりますので、ご配慮いただきたい、こう思います。

【区政情報課長】会長がご指摘のとおりです。それにつきましては、新宿区は当然、各部、各課、それからあと外郭団体、その他の指定管理者へ通知を送りまして、周知と注意喚起を行いました。よろしく願いいたします。

【会 長】ほかに何か、ご質問かご意見、ございませんか。

なければ、議事もございますので、本来の議事に入りたいと思います。

まず、配布の資料15に入りたいと思いますけれども、説明される方は、資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるというやり方で、時間の節約にご協力いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【文化観光国際課長】文化観光国際課長です。

それでは、資料15「漱石山房の復元に関する基礎調査業務委託」について、ご説明をさせていただきます。

報告は、14条1項の業務委託に係る報告ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、事業の概要をごらんいただければと思います。

今回、この漱石山房の復元に向けた基礎資料の収集でございますけれども、事業内容にありますように、夏目漱石の生誕150年に当たる平成28年に合わせて、晩年の9年を過ごしたこの漱石山房を復元するための取り組みというものを、これまで進めてきております。

こうした取り組みの一環として、来年、平成24年度には山房復元の検討委員会を組織して、その中で復元に向けての基本構想、施設の計画等を検討していきたいというふうに考えております。本年度は、これに先立って、夏目漱石及び漱石山房に関する基礎調査の情報の収集・分析を広く行いたいということを目的として実施する調査でございます。

この夏目漱石の漱石山房という建物ですけれども、晩年を過ごしたとここに書いてあるんですけれども、昭和20年5月の空襲によって焼失しております。そうした中で、「漱石の思い出」という冊子の中でご紹介してはございますけれども、また、一部、夏目漱石のお子さんに対する聞き取り調査をやって絵図面を起こしたというようなもの。それから、新宿の歴史博物館にはこれをベースにした模型があるんですけれども、こういうもののほか、断片的にこうした幾つかの、これは山房のベランダでくつろいでいる漱石の絵なんですけれども、ほかにも書斎で後ろにいろんな本が飾ってあるような写真ですとか、断片的な資料しかないというような状況がございます。

そういうことがございますので、1番の調査方法に書いてあるんですけれども、区指定の文献による文献調査をまず行う。

それから、2番の、漱石に関する著書を記した者、それから漱石あるいは山房に集まったその親族たちへのインタビュー調査、それから自治体ですとか学校法人、博物館、資料館、こうしたいろんな日本国内にある場所にアンケート調査を行いまして、その中で、こういう山房の復元のデータベースになるようなもの、そういうものを広く集めていきたいということでございます。

調査項目としては、2番の①、山房の間取りですとか、建物の構造、屋根、壁、床等の仕様。②、山房の書斎、客間を中心とした什器ですとか調度品。それから、山房の敷地と建物の配置関係。そして、山房を中心とした漱石の活動ですとか、その行動の状況。さらには、その他、漱石山房の施設の整備運営に必要な事項として、漱石の草稿ですとか書簡・書画、こういうようなもので、どこにどういうものが残っているのかということを中心に今年度洗い出しをしまして、その中で来年の検討会の資料に付していきたいということでございます。

今回、この調査の中で取り扱います個人情報との関係ですけれども、3番に書かせていただい

ていますように、それぞれの調査の中でインタビューですとかアンケート、あるいは各調査の中での氏名ですとか住所、電話番号、メールアドレス、具体的には問い合わせ先というところが個人情報になろうかと思えます。

それから、④に書かせていただきました。各調査の中で、例えばインタビュー調査に行ったときに、漱石に関する有用な情報がここから得られるよというようなことを調査対象者から聞き取りの中で得られた場合、その場合に、そうした新たな情報先の氏名ですとか住所・電話番号・メールアドレス、こうしたものが個人情報に該当するのではないかということでございます。

1枚おめくりいただければと思います。今回の業務委託の関係でございます。

委託先については、先週24日の段階で入札をし、受託業者のほうが決めたという状況でございます。

それから、その下、委託先が収集する可能性がある情報については、先ほどご説明させていただきました内容です。

それから、処理する媒体等については記載のとおり。

委託の理由ですけれども、こうした文化的な価値を有する実物資料について、汚損・破損等がないよう細心の注意を払いながら、調査・記録・撮影・分析を効率よく実施したいからというところでございます。

委託の開始、期限等については記載のとおり。

また、委託に当たりまして区が行う情報保護対策ですけれども、その次のページについております特記事項を付したいというふうに考えております。

また、委託業者が調査中に徴することになった個人情報については、随時区に報告・提供の後、機密を保ったまま、消去ですとかさせていきたいというふうに考えております。

また、事前に調査員については氏名報告をさせるような形で仕様書のほうを組んでございます。そして、個人情報を徴した場合には、速やかに区に報告をする、あるいは機密を保ったまま消去、廃棄等をする。受託事業者のほうでも、施錠を基本とした情報管理を行わせていきたいというふうに考えてございます。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ発言をお願いします。

どうぞ、田中委員。

【田中委員】入札はもう既に終わって、きょうから委託が始まるわけですね。業務が。

【文化観光国際課長】実際の業務のほうは開始はしておりませんが。

【田中委員】委託の開始時期はそうなりますね。

【文化観光国際課長】はい。

【田中委員】そこで、入札でどこが決定したのかというのは報告できるんですか。

【文化観光国際課長】丹青社という会社が落札いたしまして、こちらの会社は博物館の展示設計ですとか、こうした文人のいろんな記念館、実際、こここのところだとたしか墨田区の吉村昭記念館ですとか幾つかの記念館、博物館なんかの展示ですとか設計に秀でた会社が受託、今回落札をいたしております。

【会 長】ほかに。もう一度、どうぞ。田中委員。

【田中委員】簡単に、この特記事項の中で、いわゆる委託に当たり区が行う情報保護対策がありますよね。それが特記事項の中に記されている部分というのはどこになりますか。これを読めばわかることですが。

【文化観光国際課長】区のほうが受託事業者に対して課している部分という、そういう理解でよろしいですか。

【田中委員】そうですね。

【文化観光国際課長】例えば2番の秘密の保持ということで、「乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない」、あるいは、3番の項目、目的外利用及び第三者への提供等の禁止というようなところ。それから、4番の適正な管理ということで、施錠できる保管庫に保管する等善管注意義務をもって保管、管理に当たらなければならない。こうした幾つかの部分、このものが具体の部分としては区が課している部分になろうかと思います。また、全体としてこの特記事項そのものが、受託者に対して課している義務的な部分になろうかというふうに考えております。

【田中委員】いずれにしても、かなり業者さんそのもの自身はこういう仕事に携わった経験豊かなことだというふうに思いますけれども、要するに区が特記事項として与えることとあわせて、この会社さんが持っているいわゆる情報のプライバシー・ポリシーとか、そういうものについて、それは目を通して判断をしているんですか。

【文化観光国際課長】現段階では目を通してはいるものではございませんけれども、実際の業務に着手する前のところで、先ほど指定管理者のところでも、受託者側の情報の管理という議論がございましたので、その辺については会社としてもしっかり取り組んでいただけるように、

我々としても目を通していきたいと思いますし、しっかり念を押した上で、実際の業務には着手していただきたいというふうに考えます。

【田中委員】いずれにしても、個人情報の保護ということが非常に重要なポイントになっていますから、やはり、当然ここで入札をされて委託先が決まれば、その委託先がどのように個人情報の保護をやるのかということとはぜひ厳しく見ていただきたいと思いますね。

先ほどのお話がありましたように、BCCの問題が、要するにそんなに初歩的なことが起こるということがあるということは、ある意味でその委託先、あるいは指定管理者の体質そのものの自身に、日常的な点でやはり徹底されているかどうかという問題が当然ありますので、ぜひその点は気をつけていただきたいというふうに思います。

【会 長】ほかに、ご意見ございませんか。

なければ、本件は報告事項なので了承ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、ごくろうさまでした。

次に、資料12の「障害者生活実態調査業務について」、ご説明をお願いします。

【障害者福祉課長】障害者福祉課長です。

それでは、私ども障害者福祉の案件がイ・ウ・エと3件続いてございます。このうちのイとウにつきましては、本年度実施させていただく予定の来期からの、来年度からの第三期障害福祉計画の策定に関する個人情報の使用ということで、今回お諮りをするものです。3件目の事業につきましては本年度の新規事業という形で、こちらにご報告をさせていただくという案件でございます。

それで、まず、資料12の「障害者生活実態調査業務について」ということでご説明をさせていただきたいと思います。本件については、目的外利用の諮問と業務委託の報告といった内容を含んだものでございます。

資料をごらんいただきますとおり、先ほどお話ししたとおり、24年から26年度までの3カ年の障害福祉計画、第三期分になりますが、この計画の策定を本年度実施させていただくということで、既にこちらのほうの調査の関係も含めた事業者については入札により選定させていただいております。

それに際して、実は私ども障害者福祉課のほうで、この精神障害者の基本データにつきましては現在保健所のほうの所管になっておりまして、保健所が収集をし、管理しているといったことがございまして、この調査、それから計画の策定検討に際して、このたび精神障害者の福

祉手帳、この取得している方々、それから通院医療証の医療を受けている方々、この情報を目的外利用として使用させていただきたいということを諮問させていただくものでございます。

概要については、調査業務ということでございますので、実施予定が大体9月から10月ごろを、今、予定してございます。その直近のデータとしてデータをいただき、あて名シール、これを作成し、業務委託をして、発送して、アンケートを実施したい。こういうふうな事業計画でございます。

目的外利用の項目につきましては、ごらんいただきますとおり、氏名・住所・生年月日の3項目を使用させていただきたいということです。

現在の情報の保有課は各保健センターになってございます。

あわせて、4ページにございます自立支援医療受給者の情報の目的外利用につきましても、同様の使途、用途で必要とするものでございますが、こちらにつきましては、保有課が保健予防課といったセクションになってございます。

審議会承認後、実態調査を行い、報告書が完成するまでの間、使用させていただきたい。実態として使わせていただくものにつきましては、5ページ、業務委託の欄でご説明させていただきたいと思います。

本業務につきましては、既に入札により、委託先が株式会社社会構想研究所というところに決まっております。現在、この業者と設問項目の設定について作業を進めているところでございますけれども、身体障害者、それから知的障害者に合わせて、精神障害者の皆様にも今回実態調査を行うに当たりまして、今回、目的外利用させていただいた情報をもとにあて名シールを作成し、調査票を送付するといった業務を委託してございます。

現在、調査票をお送りするあて名シールのほかに、あて名ラベルの貼付業務のほかに、再依頼、調査を行った後に、お礼を兼ねて催促をするためのはがきをお送りしますので、その際にこの情報を使用させていただきたいというふうに考えてございます。

使用の期限、委託の開始から期限につきましては、委託契約上で設定されております24年3月30日まで、委託に当たり区が行う対策、それから受託事業者に負わせる保護対策については記載のとおりでございます。

参考として、一番最後に、6ページ目になりますが、区として義務を付した特記事項がこの項目になってございます。

障害者生活実態調査業務についての諮問及び報告については以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【会 長】私から1点ですが、最後の調査業務の委託についてというところですが、これは調査票の作成というのはいずれがやるのでしょうか。

【障害者福祉課長】調査票の作成につきましては、業者と私どもと調整をしながら、設問の設定を今、作業として進めてございまして、設定後、これを印刷していただき、実際にここには個人情報を使うということにはございません。個人情報を使わせていただく部分につきましては、あて名シールの作成、それから催促をするための再依頼のはがきを発送する際に使用させていただきたいということでございます。

【会 長】こういう調査が、前に実は問題になったことがありまして、この種の方々の中には必ずしも自分で回答能力がない人がいるんじゃないかと。そうすると、保護者か家族かわかりませんが、結局第三者から、ご本人以外と言ったほうがいいかな、本人以外から情報を収集するのではないかと、可能性があるのではないかと。その収集方法、ご本人が書いてほしくないことをその人が書いた。どういうことが、要するに、その間に食い違いが起こる可能性があるということで、一度ここで問題になったことがあるんですけども、その点は何か配慮があるんですか。

【障害者福祉課長】その調査の内容がちょっと、私も十分に把握していないので大変恐縮ですけども、今回の私どもの調査につきましては、調査票自体は無記名でご回答いただくということがございますので、郵送させていただきまして、回答について、例えばしっかり書けないといったご相談につきましては、私どもの相談員のほうにご相談いただくようなご案内をさせていただき、聞き取り調査を立ち会いのもとでやらせていただくといった方法を取りながらアンケートを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【会 長】それでは、委員の方でご質問あるいはご意見がございましたら、どうぞ。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】要するに、今、この情報そのもの自身が保健センターが保有元になっているというふうに言いましたよね。ただ、現実的に昨年の4月から、障害者福祉課が3障害に対応するというので、かなりの精神障害者に対する施策を行っているわけですよね。ということは、本来持っていてしかるべきものがいまだ、1年経っても、それが保健センター等々や予防課にあるということになりますと、日常的な業務の中で随分不都合があるんじゃないかという気がしているんですけども、その辺はなぜこんなことになっているんですか。

【障害者福祉課長】ただいま委員のご指摘のとおりでして、3障害が一元化された際に、私どもの障害福祉システムの中に当該情報をきちっと管理できるエリアを設け、そこでしっかりと

施策を推進するための前提条件をつくるといったことが必要だったというふうに、私ども今、考えておりました、今回、次にお諮りする内容もあわせてですけれども、計画の策定に合わせて、一応定期的に情報をいただくといった方法をとつつ、現在のシステムがちょうどリリースアップに当たっております、今後、法律が変わったり、それから来年改正がございますし、障害者の場合、総合福祉法への展開が今後予定されておりますので、その際にシステム全体を再構築させていただきたい。それに合わせて、精神障害者の皆様の情報も、私ども障害者福祉課としてしっかり記録し管理できるような形で、改めてこの場にお諮りしていきたいというふうに考えているところでございます。

【会 長】ほかにございませんか。

なければ、本件は諮問事項と報告事項が含まれておりますので、諮問事項については適正ということで承認ということにし、報告事項については了承ということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件はいずれも承認、了承いたします。

その次に、資料13の「精神障害者に対する福祉サービス施策検討に係る個人情報の目的外利用について」をご説明願います。

【障害者福祉課長】障害者福祉課長です。

それでは、先ほどの諮問、それから報告事項と関連しますが、今回、精神障害者に対する福祉サービス施策検討に係る個人情報の目的外利用ということで諮問をさせていただく案件ですが、おめくりいただきまして、ただいまご指摘がございましたとおり、私どものほうで、精神障害者の現在の手帳所持者、それから通院医療証をお持ちの受給者といった総数が、随時保健所、保健センターのほうに依頼をし、把握するといった形で、非常に施策を展開する上で支障が出ているといった状況がございます。

今年度は、先ほどお話ししましたとおり、24年度からの新しい計画を策定する年次ということでございますので、これを機に、ある程度リアルタイムに近い形で対象者をきちっと把握できるようなことを考え、目的外利用としてデータをいただきたいということで、今回諮問させていただくものでございます。

今回、施策の検討に当たりましては、当然現在展開しているサービスのほか、いわゆる施設系のサービス、それから経済的支援といったものまで含めまして、幅広く検討を進めていく必要があるといったことで、生年月日・性別・障害等級、手帳所持者についてはこの3等級、そ

れから4ページにございます通院医療証の所持者につきましては、保険の種別・所得区分といったものも含めて、情報を目的外利用させていただきたいというものでございます。

この使用期間につきましては、承認後から月に1回、磁気データで目的外利用をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

諮問内容の説明につきましては以上です。

【会長】わかりました。

すみません、まことに理解が悪いんですけども、先ほどの12と13は何が違うのか、まことにすみません、ご説明ください。

【障害者福祉課長】12番でいただく情報と13番でいただく情報については、項目としても同じような項目になってございますけれども、こちらの12番でお諮りしたのにつきましては、個別の事業単位で考えますと、いわゆる計画の策定といった予算事業名をお願いをしている、いわゆる実態調査単体で使わせていただくための個人情報の目的外利用といったものでございます。

13番でお諮りしたものについては、その調査後、施策を検討するに当たって、毎月のように協議会、それから専門部会を開催してまいりますので、そのたびごとに直近の状況を把握し、施策のほうに反映したい。こういった点で利用させていただきたいというものでございます。

【会長】委員の方で、ご質問かご意見。

井上委員。

【井上委員】今の3ページの下の方の2番目なんですけれども、目的外利用の時期・期間で、本会承認以降は月1回、いつまで続くんでしょうか。

【障害者福祉課長】この計画につきましては、策定で今回、毎月1回のデータを反映するといったことで使わせていただく予定でございますが、計画の進捗管理を24年から継続的に行っていくといったことが必要になります。そのために、現段階で申し上げますと、26年度末までといったことが想定されますけれども、その間に法律の全面的な改正が見込まれておりますので、当面継続的に使用させていただきながら、その段階で改めて、先ほど言った形でご提案を差し上げたいということでございます。

【井上委員】わかりました。

【会長】ほかに、ご質問、ご意見はございますでしょうか。田中委員。

【田中委員】そうすると、この事業は、いわゆる精神障害者が、障害の認定が月ごとに対象者数が当然変わってきますよね。そうすると、持っていない人、1級・2級・3級、それぞれの

人数が変動する。それを検討して、仮に経済的な支援を区独自で行う場合は、どの程度の予算の規模が必要かということを経時検討していくための材料ということになるわけですか。

【障害者福祉課長】今ご指摘いただいた内容も当然ございますけれども、全体とすれば、当然施策全体でいけば経済的支援だけではございませんので、対人サービス、施設系のサービスといったものも検討しつつ、あわせて、特に精神障害者の皆さんは経済的支援の部分が弱いと言われておまして、現在、国のほうでも所得保障のあり方を検討している状況でございまして、この10月ぐらいに国の方向性があらわされるといった状況がございまして。それを踏まえて、区としてどういう方法で支援を行っていくべきかということを検討するためにも活用させていただくといった点がございまして、先ほどの内容を目的外利用したいという要望を諮問事項として上げているところでございます。

【会 長】田中委員。

【田中委員】ようやく障害の3障害一元化の方向に本格的に踏み出すことになったということで、非常に嬉しいことだと思いますけれども、ある意味でいけばちょっと、今までこれは保健センター、予防課のほうで押さえていたことなので、趣旨が十分に満たされなかったと思いますけれども、いずれにしても、今の区の制度から見れば、やはり3障害一体という、一元化という事態の中で、予防課も当然医療的なケアの中から、この精神障害者の実態把握はやるべきでありますけれども、そういう意味で、国の法改正も含めて、やはり適切な形で施策に反映できる情報はきちっと把握するというところでやっていただきたいというふうに思っています。

【会 長】ほかに。山村委員。

【山村委員】受給者データについて、年齢、所得区分などの切り口での統計情報を作成しとあるんですが、目的外利用を行う情報項目のところには所得区分という項目がないんですけれども、この3つの項目だけをデータとして使うというわけではないということですか。

【障害者福祉課長】所得区分につきましては、自立支援医療の通院医療証の情報としてちょうだいいたします。

具体的に申し上げますと、精神障害者の場合には、現在、手帳のほかに通院医療証、それから診断書、この3ついずれかで施策が、福祉サービスが受けられることになってございますが、一番大きいというのか、通院医療証が大体2,500人ぐらいで、手帳所持者が2,000人、そのうち2,000人が両方持っていらっしゃるといった状況でございまして、通院医療証のほうをちょうだいし、あわせて手帳のほうは、等級がわかれば、新宿区の精神障害者で支援を受けている方々の全体像がつかめるといった状況でございまして、それぞれ区分ごとに情報をちょうだい

いするといったことで、所得の区分につきましては自立支援医療のほうでちょうだいしようといったことをご提案をさせていただいているところでございます。

4ページのほうです。ごめんなさい、ページ数を申し上げなかったので、申しわけありませんでした。

【会 長】何か、こんな複雑なことになってるのかなとか、区の庁舎内のことだからもっと、福祉課が全部その情報を管理して一本化して、先ほどから出ていますから一本化してやれば、こんなことがここで審議の対象にならないんじゃないかと思っていますけれども、今、制度的に仕方がないのかなと思っています。そんなことでよろしゅうございますか、理解は。

どうぞ、井上委員。

【井上委員】よくこの手のときに、今3つのエビデンスでこういう事業をやっていると言った、例えばこの手帳みたいのは年に1回交付するんですけど。年に1回でしたっけ。年2回、1回か2回に、更新するとき、この情報は障害者福祉課のほうへ、かくかくしかじかの施策に使うということもちゃんとアグリーメントを取ってれば、別にこの審議会を否定するわけじゃなくて、全然、目的外利用どころか障害者福祉に係る目的のど真ん中の利用だと。課のミッションから言ったら多分真ん中のところで、そういうためにまたこういうのをかけるというのも何か、個人情報保護という観点じゃなくて、区民サービスの観点から言ったら、やはりそっちのほうの方が重要じゃないかなというふうに、委員でありながら思うんですけども、いかがなんですかね。

【会 長】どうぞ、回答してください。お願いします。

【障害者福祉課長】今ご指摘いただきましたとおり、まさにそのとおり、私どもとすると、ど真ん中という認識は当然持っているところでございますけれども、現行制度の中で精神障害者の施策自体が、体系が大きく法律も分かれてきて、基本法により1つになったというところで、自立支援法で包括的にやるといった、非常に短期間で大きく変動がございました関係で、管理上のバックアップの事務システムのほうがまだ十分についていけない状況がございまして、今回、私のほうでも、実はシステムの改修について、来年度以降しっかりやらせていただきたいという方向で部内の調整を行っておりまして、今後、区の当局にも提案をしていきたいといった状況でございますので、一日も早く一元的に管理、管理というか、情報を集約し、適切なサービスが提供できる体制をつくっていききたいというふうに考えています。

どうもありがとうございます。

【会 長】要するに、こういうもの、制度が複雑であれば、個人情報の管理も、複雑という

のは言葉で複雑ですけれども、要するにうまく管理できなくなってしまうということなので、単純なシステムに直していただいて、管理、個人情報保護の観点を目指していただきたいというふうに思います。

ほかに、ご意見はございませんか。

ご意見がなければ、本件も諮問事項ですので、承認ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、承認といたします。

続きまして、資料14の「障害者施設医療的ケア体制支援事業の業務委託について」をご説明願います。

【障害者福祉課長】それでは、障害者施設医療的ケア体制支援事業の業務委託についてということで、大変申しわけございませんが、本件はこの4月から事業を開始してございます。本来であれば事前にご報告をして、実施するといったことが適切かというふうに思いますけれども、この事業、実質的には5月から動かさせていただいている状況の中で報告が現在に至っているといった点、まことに申しわけございませんでした。おわびを申し上げます。

内容につきましては、今回業務委託ということでの報告でございますけれども、1枚おめくりいただきまして、現在、区の各障害者の施設につきましては、もともと医療的ケアといったものが日常的に行われる体制というのが組み立てられておりません。実際に福祉ホーム、それからグループホームといったところでは、基本的には医療的ケアが必要になる方が出れば退所するか、そういったことまで含めて対応が必要になってくるといった状況がございますけれども、現実的には、それに合わせて退去をお願いするといったことはできない。また、もう一つは、各施設について、医療的ケアがないことによって通所ができないといった、障害者のニーズを満たせない部分というのが出てきております。それに着目させていただきまして、実は先日、法律改正で、来年から介護職員が日常的な医療的ケアを行うことができるように改正が行われてございまして、実は国も、それから東京都も、あわせて、来年度のその施行に向けて、介護職員の研修等々を今年度実施する予定で動かしているところでございます。

新宿区としては、その先取りをする形で、区内の福祉ホーム、それからケアホーム、グループホームといった施設、また通所型の施設も含めた介護職員に対して、医療的ケアの実地指導や、それから研修等を行っていくといったことをこの事業で実施させていただきたいということで、今年度、新規事業として立ち上げたものでございます。

委託につきましては、新宿区障害者施設医療的ケア体制支援事業共同事業体ということでこ

ちらに記載させていただいておりますが、具体的には、区内の在宅診療を中心に行っているクリニック、それと2カ所の訪問看護ステーション、この3事業者の共同体でお願いをしております。

代表は、ここに書いてあるとおり藤本進、区内藤本クリニックの院長でございます。

この事業につきましては、こちらごらんいただくとおり、対象者、その方の属性に応じて、医療的ケアが必要な方が、今、区内の福祉ホームにお二人ほど在籍しております、その方々への指導を通じた実地指導、これをもう既に開始させていただきましたところでございます。その点で、施設名、所在地、氏名、性別、生年月日、医療的ケアに関する主治医の意見といったものを委託事業者のほうに情報項目として処理をしていただくといったことで、事業を実施させていただいているところでございます。

開始時期は、この4月1日から事業契約をさせていただきまして、先ほど申し上げましたとおり、5月から実地には始まってございます。研修等々の実施は7月からを予定してございます。

委託に当たり区が行う情報の保護対策、それから受託事業者の情報保護対策につきましては記載のとおりでございます。

同様に、最後のページに特記事項を添付してございます。

まことに簡単ではございますが、こちらの報告については以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

【会長】ありがとうございました。

それじゃ、深沢委員、どうぞ。

【深沢委員】ちょっとよくわからないもので、事業内容も、とにかく情報云々の問題でも、区内の福祉ホーム等の施設利用者に対してというのは、福祉ホームってどこのことですか。

【障害者福祉課長】区内に、今福祉ホーム、ひまわりとあじさい、東京都で言う重度身体障害者グループホームに当たる施設ですが、2カ所ほどございます。それから、重度知的障害者のグループホーム、ケアホームが、ぼけっと、1カ所ございます。

唯一、医療的ケアを現在行っている入所系の施設ですと、けやき園、こちらは看護師を配置し、区が助成金を出して看護師を置いていただいて医療的ケアを行っていますが、今お話しした3つの施設につきましては、現在看護師を置いて医療的ケアを行うといった体制がとれておりません関係で、実質的には、来年度、介護職員ができるようになるといった法律の改正がございりますが、実質的に今年度1年間、十分に指導をしながら、来年から法律に沿って、実地指

導を踏まえた介護職員が医療的ケアをできるようにといった意味での新規事業を実施させていただいているといった状況になってございます。

【深沢委員】漢字ばかりで難しくてしょうがないんですが、今、特別養護老人ホーム、高齢者の場合の部分については、特養で、全部の特養に、痰の吸入とか、医療的な部分をやってくれるように新宿区から補助金を出してお願いしていますよね。そして、2ベッド、3ベッド、4ベッドか何かということで補助金を出してお願いをしている。

ほかの方は、痰の吸入とかいうことはできないんですよ、職員の方々は。そうすると、これを今の例えばひまわりとかいうところは、全くできなかったんですか。

【障害者福祉課長】基本的には、現在法律の中では医行為に当たっておりますので、実施するに当たっては、医師から指導を受けたいいわゆる看護職か、それ以外の方ですと、具体的にはいわゆる違法性の阻却の中で、本人の同意を取った上で十分に医師の指導を受けて実施するといったことは、例えば障害者の養護学校、それから特別支援学校でも、現在行われているところでございますので、同様の対応を今までは行ってきた。

それが今度、合法化されるといった法改正がございましたので、これは来年度からの施行になります。それに向けて、合法化された暁には、研修を受けたちゃんと処理ができる介護職員がその施設にいれば、一定の範囲ではできると。法律の中でできるといったことになりますので、それに向けて準備をこの事業の中で行っていきたいといったことございまして、現実的には、今まではご本人、ご家族の同意を全部いただいた上で、いわゆる法律上は違法性の阻却といった範囲の中で対応してきたといったことございまして、法律的には違反行為なんだけれども、その違法性を阻却しますという法解釈の中で実施している。非常にわかりにくい中途半端な説明で大変恐縮ですけれども、そういう対応が現実的な対応になっていたということでございます。

【深沢委員】今の痰の吸引とか胃ろうの清掃、それから取りかえの問題とかいうのは、これはおかしなもので、そういう施設でやると違反だけれども、家庭でご家族がやると違反じゃないんですよ。こういう部分に関して、やっぱり高齢者の分は少しずつ改善されてきているけれども、今の障害者の方々に関しては非常にいろんな面でまだまだおこなわれていると思いますので、障害者福祉課長、頑張ってください。

どうもありがとうございました。

【会 長】ご意見です。

鍋島委員。

【鍋島委員】これはとてもいい制度で、いい取り組みだと思います。

それで、この個人情報、この共同事業体に提供されて研修をなさるようなんですけども、これは介護の職員の方は、こういう情報は受け取らないわけでしょうか。

【障害者福祉課長】基本的には、そこの施設にいる方の情報を共同体のほうに提供するという形になりますので、そこにいらっしゃる職員の方は、自分のところにいらっしゃる施設利用者の情報という位置づけになりますので。

ただ、1点だけ、こちらから情報提供はしませんが、ほかの施設にいる介護職員がその実地指導の場に立ち会って自分も研修を受けるといったことが、今後ございますので、その際には、ご本人の同意を得て、その共同事業体に私どもは情報提供するところでとどまりますけれども、直接施設の中での情報のやりとりはあるというふうには思っていますが、こちら、区のほうの情報としてお出しするのは共同事業体までといった取り扱いになります。

【鍋島委員】そうすると、この協定書、特記事項を出されると思うんですけども、そこに、共同事業体に行った情報は、どこまで出すというようなことは書かれるのでしょうか。

【障害者福祉課長】基本的に第三者への情報提供については禁止されておりますので、特にその方の個人情報をお伝えせずに研修に参加していただくということがございますし、それから集合研修時にも、個人情報をお出ししない形で実際には研修を行うといった集合研修方式を現在考えておりますので、実態には、医療行為の内容を中心とした研修といったこととなりますので、私どもはその対象となる方々の情報について共同事業体に提供させていただき、実施をしていただくといったところまでの個人情報の取り扱いになります。

【会 長】いずれにしろ、ちょっと今のところは多少問題だけでも、不明確なことも多いので、やはり共同事業体ですか、までは、その区のほうで直接管理ができるわけですけども、その先のことというのは区から見えない状態になっていくと思うんですよね。ですから、よくその共同事業体のほうに、その先の個人情報の管理をしっかりするように指導していただきたい、こういうふうに思います。よろしく願いいたします。

ほかに、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。田中委員。

【田中委員】ちょっとよくわからないんですけども、もともとこういう事項については、これは諮問に当たるものなんですか、報告でもいいものなんですか。

【会 長】これは業務委託で、これは報告事項というふうに理解しています。

【田中委員】いずれにしても、これは新聞にも1面で大きく取り上げられて、全国で新宿が一番最初に先駆けてやっている事業にも当然なるので、今後、そういう個人情報の扱いも含めて

ぜひ慎重にやっていただきたいと思いますと思うんですが、特記事項そのもの自身では、言うなればその事業の委託形式というのがあるわけですね。例えば、今お話があったように、その人の病状に応じた集団研修をやるということがあるわけですから、例えばそういうときについてこういうふうにしちっと情報を守りなさい、それ以外のところに個人情報伝えてはならないという、そういういわゆる委託業務の内容に応じた工夫というものをぜひ心がけていただいたほうがいいのではないかと思います。そうしないと、特記事項ばかりであとはお任せという部分になっちゃうと思いますので、その点だけ意見を申し述べておきたいというように思います。

【会長】ありがとうございます。

ほかに、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】じゃ、了承といたします。3件ご説明いただきまして、ご苦労さまでした。

次は、資料16の「地域企業就業支援事業の委託について」のご説明を受けます。

よろしく願いいたします。

【消費者支援等担当課長】それでは、私のほうから報告をさせていただきたいと思います。

資料16でございますけれども、件名としては、今、会長がおっしゃいました「地域企業就業支援事業の委託について」ということでございます。

条例の根拠としては、報告事項でございまして、業務委託で報告をさせていただくものでございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。事業の概要でございますけれども、事業内容のところちょっと目を転じていただきまして、本事業は国庫補助でございます緊急雇用創出事業臨時特例交付金というものを受けまして実施するものでございます。こちらは、対象としては若年者でございまして、おおむね40歳未満の失業者の方、あるいは新規学卒の方、あるいは第二学卒の方を対象とした事業でございます。

こちらは、地域の企業で就職するために必要な基礎力を養成する事前研修を実施しました上で、実際に企業のほうに派遣をさせていただきまして、職場での実践的な職業能力の開発を図っていくものでございます。おおむね6カ月程度を想定してございます。

職場実習先としては、区内の採用意欲の高い中小企業を想定してございます。その職場実習後に、使用者側と、それから労働者側のほうで合意が整えば、正規契約を締結していただいて働いていただくというものでございます。

実施方法でございますけれども、そちらに書いてございますが、一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業者の許可を受けている人材派遣会社に委託をして行うものでございます。内容としては、募集でありますとか、事前研修、職場実習の業務を行っていただきます。

続きまして、3ページ目をお開きください。こちらで委託先でございますけれども、株式会社パソナでございます。プロポーザルが終わりまして、こちらに決定させていただいておるところでございます。

情報の項目でございますけれども、氏名・生年月日・性別・住所・郵便番号・電話番号・ファクス番号、以下記載のとおりでございます。本人以外のもとはとらない予定でございます。

それから、委託の理由でございますけれども、失業者の募集・採用・選考になります専門的なものでございますので、労働者派遣法第5条に規定する、先ほど申し上げました派遣事業の許可を受けている事業者に行うものでございます。効率的・効果的な事業執行を行いたいと考えてございます。

それから、委託の内容でございますけれども、そちらにございますように（1）から（8）でございます。

それから、委託の開始時期でございますが、7月1日から年度末の24年3月31日までを想定してございます。

受託に当たり区が行う情報保護対策としては、特記事項を付してございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策としては、そちらに記載のとおりで、取扱責任者、あるいは取扱者をあらかじめ指定する。キャビネットに保管してまいる。それから、パスワード等を使用し、情報の保護を図ってまいるというところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

ご質問かご意見がございましたら、どうぞ。

なければ、報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】じゃ、了承いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料17「新宿区立児童館の指定管理者制度の導入について」のご説明をお願いいたします。

【子ども総合センター所長】それでは、私のほうからご説明させていただきます。

資料17で、件名は「新宿区立児童館の指定管理者制度の導入について」ということで、内容

について次の2ページに、事業概要がございまして、事業名が「新宿区立児童館の指定管理者制度の導入」、こちらは百人町児童館についての指定管理の導入でございます。

対象でございますけれども、18歳未満の子どもとその保護者。

事業内容といたしましては、小学生につきまして、小学生を対象とした季節行事や児童館内でのクラブ活動への支援、また、日常的な居場所づくり等も行っております。

②中高生対応事業ですけれども、中高生の日常的な居場所の提供や集いの開催。

③子育て支援事業、乳幼児とその保護者を対象にした事業（幼児サークル、子育て自主サークルへの支援）を行っております。

④地域との連携事業で、児童館まつりなど地域との連携事業の実施でありますとか、育成会等、地域団体との交流を図っております。

続きまして、3ページでございますが、施設の名称が新宿区立百人町児童館。

指定管理者につきましては、公募型プロポーザルで決定しております。

指定管理者が取り扱う個人情報の業務でございますが、児童館の利用申請業務ということで、取り扱う個人情報の項目は、利用者、児童の住所・氏名・生年月日・電話番号・在籍する学校名と学年・保護者氏名。2つ目で、自宅以外の連絡先氏名・住所・続柄・電話番号でございます。

指定管理の開始は24年4月1日から5年間でございます。

情報保護対策としまして、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定し、提供された情報は施錠できるキャビネット等に保管することとしております。

4ページ目に特記事項が記載されております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

【会 長】私から1つだけ。新宿区内には区立の児童館というのはほかにどれくらいあって、それは全部、当然のことでしょうけれども、指定管理者制度をとっているんでしょうか。

【子ども総合センター所長】現在、児童館は16カ所ございまして、直営の児童館が10カ所、既に指定管理を導入している児童館が6カ所となっております。こちらで7カ所目となります。

【会 長】ありがとうございます。

じゃ、ご質問かご意見がございましたら、どうぞ。山村委員。

【山村委員】もう既に指定管理になっているかどうかは知らないんですけれども、近所の児童館ですと、平日と土日でそこに常駐している方が違うんですけれども、それは指定管理になってからも今までのような形で、土日は通常の業務についていない方でそういった形が続くのか

ということと、それから、土日ですと、そういった今まで平日の業務とは関係ない、そのときだけちょっと常駐しているような方が、「名前書いてくださいね」というふうに言って、紙に書かされるわけですけれども、それはやはり指定管理になった場合には、その指定管理がそれを管理することになるのでしょうか。

【会 長】回答をお願いします。

【子ども総合センター所長】まず、現在直営で行っている館につきましては、日曜日・祝日について、直営以外のシルバー人材センター等に委託をしているということがございます。ただし、指定管理になりますと、1つの業者にすべて、日曜日から土曜日までですか、すべての日について同一の業者に指定管理として委託する形になります。ですから、同じ団体の指定管理者の職員が取り扱うということになります。

【会 長】ほかに、ご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、これも事前報告ですから、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、これは了承で終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、次に、これは前回か前々回に配布された資料ですね。資料11「平成22年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」の説明をお願いいたします。

【区政情報課長】区政情報課長です。

前回、ちょっと時間がなくてご説明できなかった部分ですけれども、「平成22年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」ということで、過去1年間の当審議会でご議論をいただいたもの、そういったものの状況等についてご説明したいと思います。

まず、表紙をごらんいただきますと、1ページの「公文書公開請求等の状況」から、129ページの「苦情処理の状況」まで、16項目にわたって内容が出ております。非常に大部なものになりますので、それぞれの総括表のところでご説明をしたいと思います。

まず、1枚おめくりいただきまして、1ページ、公文書公開請求等の状況が出ております。実施機関別件数がまとまっておりますので、そちらをごらんください。

公募者公開請求につきましては、21年度分からの持ち越しも合わせまして、平成22年度分として222件の請求・申出件数をいただいております。そのうち、全部公開が76件、部分公開が138件、非公開が8件という形になっております。21年度は162件というのが請求・申出件数でしたので、差し引き増減が60件の増、パーセンテージとして37.04%の増となっております。

特に請求内容が多かったものとしましては、生活環境課というところの建物の解体の工事標

識の設置報告書ですとか、それから工事上の台帳、そういったものを業者の方が公開請求する。それから、建築指導課さんの開発行為の許可申請書、建築リサイクル法の台帳、昇降機の定期検査報告書、そういったものについて、やはり業者の方が公開請求をしてくるという、そういったものが非常に多かったのかなというふうに考えております。

あと、公開の内訳ですけれども、全部公開につきましては、昨年度は52件でしたので、差し引き増減で24件、46.15%の増になっています。部分公開が、21年度は104件でしたので、34件、32.69%の増。非公開のうちのいわゆる非公開情報、そちらにつきましては、昨年度はゼロ件でしたので、今年度は4件ということで、皆増という形になっています。それから不存在は、昨年度も4件で今年度も4件ですので、差し引きはゼロ、同数という形になっております。

公文書公開請求については、以上となっております。

次に、ちょっと飛びますけれども、18ページをごらんいただけますでしょうか。18ページが自己情報開示請求の状況という形になっています。

一番最初に実施機関別件数がまとまっております。21年度分と合わせまして、平成22年度に請求があったものは102件となっております。21年度は71件の請求でしたので、差し引き31件、43.66%の増となっております。

請求内容の多いものとしましては、戸籍住民課で、印鑑登録証明書の交付申請書、それから住民票等の請求書、戸籍に関する証明書の請求書、そういったものに関する自己情報の開示請求、要するに自分の情報がどういうふうに請求されているのか、そういった自己情報の開示請求というのが34件、昨年度は14件、前年に比べまして20件の増となっております。そういったものに対する非常に強い関心があるのかなというふうに考えております。

開示の状況は、全部開示が48件。昨年度は33件でしたので、15件、45.45%の増。一部開示が24件。昨年度は15件でしたので、9件、60%の増。非開示は、昨年度はゼロ件でしたので、今年度は増減、プラス1ですので、1件の増、100%の増となっております。それから、不存在が29件。昨年度は19件でしたので、差し引き増減が10件、52.63%の増となっております。

次に、23ページをごらんいただけますでしょうか。23ページが自己情報訂正請求の状況です。平成22年度は訂正請求はございませんでしたので、実績はゼロとなっております。21年度も、自己情報訂正請求はゼロでした。それから、同じく、同じページに、自己情報利用停止請求の状況です。こちらについても、22年度は実績はゼロとなっております。こちらにつきましては、21年度は1件ございましたので、皆減という形となっております。

次に、お隣の24ページをごらんください。24ページが個人情報業務登録の状況です。実施機

関別件数、区長部局が1,492件、教育委員会が662件、選挙管理委員会が14件、監査委員が2件、議会が24件、合計2,194件となっております。昨年度は2,155件でしたので、差し引き増減が39件、前年度比1.81%の増となっております。内容につきましては、登録業務がこの区政情報課から、広報紙の発行及び配布ということですのでずっと出ている内容となっております。

それから、大分飛びますけれども、72ページをごらんいただけますでしょうか。72ページが個人情報ファイル登録の状況です。こちらにつきましては、区長部局が416件、教育委員会が52件、選挙管理委員会が7件、監査委員が1件、議会が3件、合計479件となっております。昨年度は492件でしたので、差し引き13件の減となっております。減の中身としましては、83ページをごらんいただきたいんですけども、教育委員会の関係で、そういった個人情報ファイルの定義をデータベース化したものということで、ちょっと変えました関係で、24件、ファイル自体が減ったという形になっております。

次に、86ページをごらんください。86ページが個人情報業務委託の状況です。区長部局が279件、教育委員会が19件、選挙管理委員会が3件、監査委員が1件、議会が10件、合計312件となっております。21年度末が299件でしたので、差し引き13件、4.35%の増となっております。

次に、また飛びまして103ページをごらんください。103ページが目的外利用の状況です。区長部局が20件、選挙管理委員会が1件ということで、合計21件。21年度末も21件でしたので、差し引き増減はありません。内容については、その下の企画政策課以下のものとなっております。

次に、107ページをごらんください。外部提供の状況です。外部提供は、区長部局が3件となっております。昨年度、21年度末は2件でしたので、差し引き1件、50%の増となっております。中身につきましては、そのページに出ている3件でして、いずれも高齢者の安否確認等のために、高齢者情報を民生委員の方へ提供するといったものでございます。

次に、裏のページの108ページをごらんください。本人外収集の状況です。本人外収集は区長部局で1件となっております。昨年度、21年度末は2件でしたので、マイナス1件、50%の減となっております。内容は、その下に出ています高齢者医療担当課で、高齢者の安否確認のために後期高齢者医療広域連合から情報を本人外収集したというものでございます。

次は、お隣のページ、電子計算機の結合の状況です。こちらにつきましては区長部局で4件となっております。21年度末は2件でしたので、差し引き2件、100%の増となっております。内訳につきましては、税務課以下4件となって、次のページまでとなっております。

次に、111ページをごらんいただけますでしょうか。111ページからが指定管理者による管理の状況です。こちらについては総括表はついていないんですけども、四谷地域センターから120ページの角筈図書館まで、67カ所の公の施設で指定管理者による管理が行われているという状況になっております。昨年度末は55件でしたので、差し引き12件、21.82%の増となっております。新規の導入施設といたしましては、佐伯祐三アトリエ記念館、高田馬場のシニア活動館、新宿地域交流館等となっております。あと、昨年度は図書館がかなり入った、四谷図書館、大久保図書館、角筈図書館が指定管理者に入ったというものが大きなものになっております。

次が、121ページをごらんください。121ページが、個人情報を取り扱う事務に係る実習生受入状況です。実習生を受け入れた課の延べ数です。区政情報課から始まりまして中央図書館まで、35課となっております。21年度末は33課でしたので、2課、6.06%の増となっております。

次に、127ページが、個人情報を取り扱う事務に係る派遣労働者の受入状況です。こちらにつきましては、きょうお手元にお配りしました差しかえ資料のほうをごらんいただけますでしょうか。税務課から学校運営課まで、13カ所で行われております。21年度末は8カ所でしたので、5カ所の増となっております。所得税の確定申告書の転写業務、そういったもの、それから、ちょっと実は漏れていまして、太枠で囲っているところですけども、10番目、保育課の乳幼児の保育業務、こちらが40人枠ということで、非常に大きなものが当初の資料で漏れていて申しわけなかったんですけども、そういった乳幼児の保育業務の産休・育休代替、そういったもので派遣労働者を受け入れているという形になっております。

次に、128ページをごらんいただけますでしょうか。異議申し立ての処理状況です。異議申し立ての申し立て件数は5件、答申件数も5件となっております。昨年度諮問を行ったもの及び22年度では審査中のものがありますので、こちらの表には一応6件のものが出ております。内容は、こちらに出ているとおりのものとなっております。特定クリニックへの患者からのクレーム等に関する公文書公開請求というのが非常に多く、内容の4件を占めているものとなっております。

次に、129ページ、民間事業者における個人情報の取り扱いに関する苦情処理（新宿消費生活センターの受付分）ということで報告しているものでございます。こちらにつきましては、項目別件数ということでまとめさせていただいておりますけれども、いずれも「その他」ということで、目的外利用が1件、不適正な取得が1件、同意のない提供が2件、その他が1件ということで、5件となっております。21年度末は12件の苦情処理が出ておりましたので、マイ

ナス7件、58.3%の減となっております。内訳につきましては、不適正な取得、不動産屋から頻繁に勧誘がある等々の内容となっております。

以上、非常に内容が多いんですけども、平成22年度の新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況となっております。

この状況につきましては、ちょうど6月25日号の広報で概要を区民の方へも周知しております。また、ホームページ等へもこの内容をアップしております。

私からは以上です。

【会 長】ありがとうございました。

何かこの件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。井上委員。

【井上委員】105ページの下ぐらいのところなんですけれども、目的外利用の状況という形で、条例根拠ということでここはずっと、審議会としてもこういうふうにやったなというのが結構並んでいるんですけども、105ページの下の方で生活福祉課とかこのあたりのところで、法令というのが根拠になっているものがあるんですけども、これはどういうことなのかという質問と、じゃ、先ほど議論した今回の資料12や13って法令にならないんですかというのと、ちょっとあわせて質問したいんですけども。

【会 長】趣旨はわかりますか。問題は。

【区政情報課長】105ページの17番、18番というのが障害者福祉課さんのほうで、生活保護法の施行事務ということ、事務監査ですね。そういったものが出ているわけですけども、こちらについては、法令によりそういったことが認められているというものです。いずれも生活保護法なんですけれども、医療扶助の診療明細書の調査ですとか、そういったものは、条例ではなくて法令により、もうそういうものが認められている。

今回の障害者の生活実態調査業務とか、精神障害者に対する福祉サービス施策検討に係る個人情報目的外利用というのは、区の業務としてそういったものを行うという形になっていますので、区の条例に基づいて当審議会にかけているというものになっているという形ですね。

ちょっとわかりにくいかもしれませんが、例えば住民基本台帳法の住民基本台帳に載っている区民のデータとかは、いろんなことで区が利用しましても目的外利用には当たらないんですね。それは法令によるというものです。生活保護法なんかも、同じようなものという形になっています。

【会 長】どうですか。井上委員、わかりましたか。

【井上委員】ということは、住民基本台帳に載っているものも全部ここに載っけなくてはいいけ

なくて、法令によると書かなきゃいけなくなっちゃうんじゃないですか。

【区政情報課長】すみません、私の説明が不十分でした。住民基本台帳につきましては、そもそも目的外利用ではないというとらえ方なんですね。それを利用するという、住民基本台帳のデータを利用するというのが目的なんですね。自治体がその内容を利用するというのがその本来の目的ということで、目的外利用には当たらないというのが法律の規定の仕方です。

今回の生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の緊急調査ですとか、生活保護法の施行事務監査ですとか、そういったものにつきましては、目的外利用ではあるんですけども法律で認められているというものです。それから、監査とか調査というのが法律で認められているという形のもので、区分が少し違うということですね。

【会 長】それぞれは法律で、そういうデータを使うことは認められているけれども、AとBがあって、うちはAとして集めたものをBとして使うという、そういうことじゃないんですか。AはAで、今のだったら、生活保護法でAという情報は扱っていいですよ。別の、他方、他施策というんだから、そっちはそれでまた別に法律でBというデータを使っていいですよということが認められていて、うちはAという関係でだけ情報が今あって、Bというほうがないので、AのをBに利用します、そういうことじゃないんですか。

説明が悪いかな。そちらで、もう一度説明してほしいんですが。

【区政情報課長】住民基本台帳につきましては、区が行う施策に使うものは、すべてそのために集められたものという理解なんですね。区が何か事業で使うということは、それがその、すなわち目的なんですね。

生活保護法のデータ等につきましては、本来は生活保護をするための目的なんですけれども、ただ、法令によってそれ以外、その生活保護によるものがきちんと行われているかという、そういった調査ですとか、それから監査、そういったものにも、目的外ですけども、法令によってそれに使われることは認められているというものです。そういう区別になると思います。

【井上委員】ごく真っ当な説明だと思うので、それと同じことが何できょうのこの審議会に出た、先ほどあったところに適用されないものなのかなという疑問ですよ。

【会 長】ですけども、今議論しているところは、目的外利用としてここで審議の対象になったものなんでしょう。そうじゃないんですか。

【会 長】これは、ここでは審議の対象じゃなかった。
法令だから。

【会 長】そういうこと。みんな法令だったから。ごめんなさい。

【区政情報課長】まず、井上委員のご質問のほうの、資料12と13は、これは障害者生活実態調査業務……精神障害者に対する福祉サービス施策検討に係る個人情報目的外利用、これについては、これは施策を区が実際に、今、過渡期に、先ほどもちょっと担当課長のほうで話がありましたけれども、今まで保健所のほうで精神障害者施策というのは行われていたわけですが、それが障害者福祉課のほうで一括して行うようになってきたということで、ただ、データ自体はまだ保健所のほうにあるということで、それを目的外利用するという形のもので、それ自体は、法律でそういう形にしなければいけないということが決まっているものではないということなんです。具体的な施策については、各所管、各自治体が検討しなければいけないということで、今回条例によって、審議会にかけたというものです。

それから、あと、会長のほうでお話がありました、ここが一番右端のほうに「法令」というふうに書いてあるものは、実はこれは審議会にかけていないものです。ですから、法令に認められているものについては、審議会にもかけなくていいという形になっております。

【会 長】井上委員、よろしゅうございますか。

【井上委員】先ほども障害者福祉課でしょうか、法体系云々とおっしゃっていたので、法体系が整備されるということになれば、先ほどもあったように、こういう場で議論する云々という問題よりも、別の課にある情報を持ってくることによって個人情報が漏れるとかいう話もありますし、やっぱりその情報の適正、的確化というんですか、クオリティーも悪くなってきたりすると区民サービスが悪くなってくると思いますので、ぜひとも、国の法律なのか区の条例なのかかわかりませんが、やっていただければいいんじゃないかと思っておりますけれども。

私はいいです。はい。

【会 長】じゃ、今のところは一応わかったということにしておきましょう。

ほかに、ご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件については了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】特にほかに何か本審議会のことにつきましてご意見がございましたら、どうでしょうか。本で行われました諮問事項、あるいは報告事項については当然ですが、ほかに、審議会について一般的に何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言いただいても結構ですが。

ないようでしたら、次回等のことにつきまして、事務局のほうからお願いしましょうか。

【区政情報課長】次回の審議会ですけれども、7月6日水曜日の午後2時からを予定しております。

ます。場所につきましては、本日と同じ第3委員会室となっておりますので、よろしくお願
いたします。

【会 長】 それでは、ほかに特にないようですので、以上をもちまして、第2回の審議会を
閉会いたします。

長時間、どうもありがとうございました。

午後3時40分閉会